

介護福祉士国家試験の検証に資するデータ分析 報告書

令和6年3月

介護福祉士国家試験の検証に資するデータ分析に関する検討会

目次

はじめに	2
1 検証内容	4
2 受験しやすい仕組みの考え方	4
3 受験しやすい仕組みとしてのパート合格	5
4 受験方法	5
5 分割パターン	6
6 合格基準	7
7 運営面への配慮	8
おわりに	9
(別紙)	10

はじめに

- 昭和 63 年 4 月に社会福祉士及び介護福祉士法が施行されてから 30 年余りが経過し、介護分野で唯一の国家資格である介護福祉士は、介護福祉を支える中核的な存在として、様々な介護現場において活躍している。
- 一方、我が国では、少子高齢化が進展する中、介護を必要とする方々の急速な増加が見込まれていることから、2040 年（令和 22 年）度末までに新たに約 69 万人の介護人材の確保が必要とされている。また、認知症高齢者や高齢単身世帯の増加等に伴う複雑化・多様化する介護ニーズへの対応が求められており、高い専門性を有する介護人材の確保育成が喫緊の課題となっている。
- このため、介護福祉士国家試験（以下「国家試験」という。）については、その重要性がこれまで以上に増しているが、国家試験を受験する者は、ここ最近は徐々に減少している。
- 国家試験については、実務経験 3 年に加えて所定の研修を受講する実務経験ルートでの受験者が 8 割以上を占めており、介護の現場で働きながら資格取得を目指す状況にあるが、就労と試験に向けた学習の両立が課題との声がある。実際、受験者数も、特に実務経験ルートについては平成 30 年度の 85,196 名をピークに令和 4 年度では 68,769 名と遞減している。
- 平成 29 年より「在留資格介護」、「技能実習介護」、平成 31 年には「特定技能介護」と、外国人介護人材の受入れを段階的に拡充してきたところである。特に、「在留資格介護」については、在留期間の制限なく日本で就労できること、家族の帯同が認められていることもあり、「技能実習」や「特定技能」で入国した方々の中には、「在留資格介護」の要件である国家試験を受験する者もいるが、在留期間に制約があるため、受験機会が限られているといった声がある。一般に外国人の国家試験の合格率は、日本人を含めた全体の合格率と比較すると低い傾向にあることを踏まえると、外国人介護人材にとっても限られた受験機会の中で就労と試験に向けた学習の両立は課題であると考えられる。
- 本検討会においては、上記のような状況の中で、介護福祉士の重要性に鑑み、介護福祉士資格取得を目指す受験者が一層受験しやすくなる仕組みを検討するため、国家試験結果に係るデータについて、令和 5 年 7 月から令和 6

年2月にかけて、3回にわたり議論を重ね、検証の内容を整理した。この検証の結果を踏まえ、厚生労働省は、介護福祉士国家試験の在り方について必要な検討を行ったうえ、指定試験機関である公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」という。）と連携しつつ、受験者層も踏まえた国家試験の受験しやすい実施方法等に見直すことが必要である。

1 検証内容

- 過年度の試験結果を用いて、受験者の属性や得点分布などのデータの整理や、科目ごとの得点状況、いくつかの科目のグループ（以下「パート」という。）を仮定し、パート別に判定した場合の合格状況などを検証した。
- 検証に用いたデータやその結果については、国家試験の機密性確保の観点から非公表とする。
- 本検討会では検証にあたっての仮定を議論し、検証結果を踏まえた提言をとりまとめた。

2 受験しやすい仕組みの考え方

- 国家試験は、合格率が8割を超えており、受験者数は減少傾向にあり、働きながら受験する者が8割以上を占め、受験者は日々の介護の業務を行なながら受験のための学習時間を確保している状況にある。
- 在留資格「特定技能介護」は在留期間中に介護福祉士の資格を取得することで、在留資格「介護」に変更し、引き続き日本で介護の業務に従事することができるが、国家試験は5年間の在留期間のうち2回しか受験できず、受験機会が限られている。
- このため、受験しやすい仕組みの導入を検討する必要がある。受験しやすいということには、受験のための学習への取り組み易さ、受験者の利便性の両側面があり、これらに留意しつつ、検討を進めることが求められる。
- 検討に際しては、認知症高齢者の増加、単身高齢者の増加等に伴う多様化する介護ニーズに対応するため、これまで以上に高い専門性が求められる中、国家試験は介護福祉士としての知識及び技能を担保することが求められており、受験しやすい仕組みの導入によって、介護福祉士の知識及び技能が低下することはあってはならない。
- 以上を踏まえ、受験しやすい仕組みの考え方として、以下のとおり提言する。

【提言】

受験のための学習への取り組み易さ、受験者の利便性の両側面から受験しやすい仕組みの導入を検討することが必要。その際、国家試験は介護福祉士としての知識及び技能を担保するものであるため、受験しやすい仕組みの導入によって、介護福祉士の知識及び技能が低下するものであってはならない。

3 受験しやすい仕組みとしてのパート合格

- 一定の合格水準に達したパートについて、翌年度の試験において当該パートの受験を免除する「パート合格」の導入に関して検証した。
- 国家試験が介護福祉士としての必要な知識及び技能を担保するものであることを踏まえると、学習しなくても合格する仕組みは適当ではない。
パート合格については、これを導入すれば、例えば、初年度に不合格パートがあった者について、次年度は不合格パートの学習に注力できるようになるなど、一人ひとりの状況に応じた学習を後押しすることが可能となり、より受験しやすい仕組みとなることが考えられる。
- 以上を踏まえ、受験しやすい仕組みとして、以下のとおり提言する。

【提言】

パート合格を導入することにより、例えば、初年度に不合格パートがあつた者について、次年度は不合格パートの学習に注力できるようになるなど、一人ひとりの状況に応じた学習を後押しすることが可能となり、より受験しやすい仕組みとなることが考えられる。

4 受験方法

- 養成課程を考慮すると、科目群や領域単位で区分けした上、まずは全科目を受験して、合格基準を満たさなかったパートを再度受験することが望ましい。

- 実務経験ルートの受験者は介護の業務に従事しながら勤務シフトを調整して受験に臨むこと、また運営面の負担も考慮し、試験期間は、現行どおり1日間で全科目的試験を実施することが望ましい。
- 全科目的総得点による合否判定という現行の仕組みは、受験者の総合力を問うものである。科目ごとの得意不得意（得点のばらつき）を補い、総得点で合格基準を満たすこともありうることから、再受験時においても、パート合格したパートを改めて受験するか否かは受験者の希望制とし、受験申込時に受験者に選択させることが望ましい。
- 以上を踏まえ、合否判定及び受験方法について、以下のとおり提言する。

【提言】

受験者及び運営面の負担を踏まえると、単科目ではなく、複数科目をまとめたパートで合否判定を行うこと。また、1日間で全科目的試験を実施し、初受験時は全員が全科目を受験、再受験時にはパート合格したパートを受験するか否かは受験者の希望制とし、受験申込時に受験者に選択させることが望ましい。

5 分割パターン

- 受験のための学習への取り組み易さ、受験者の利便性の両側面から受験しやすい仕組みであることを踏まえ、各科目的出題数、合格基準及び学習における科目のつながりを踏まえながらパート分けを行うことが望ましい。
- 本検討会においては、2分割、3分割、4分割について、それぞれ複数のパターンについて検証を行った結果、各1パターンを提示する（別紙参照）。
なお、いずれも複数パターンを比較し、科目のつながり及び効果を踏まえ絞り込んだものである。
また、科目群ごとのデータを検証したものであることから、具体的な導入にあたり、パートごとの科目構成や試験時間の設定については、今一度検討されたい。

- 分割数については、仮に4分割にした場合、特に試験終了時間が現行に比べ著しく遅くなることから、介護の業務に従事しながら勤務シフトを調整して受験に臨む者にとっては負担となり、受験者の利便性が低下することが懸念される。
- そのため、受験のための学習への取り組み易さを確保しつつ、受験者の利便性・運営面の負担も考慮すれば、2分割ないしは3分割が望ましい。その中で、学習への取り組み易さをより重視するのであれば、再受験のための学習時に注力すべき科目が特定されることから3分割がより適切ということができる。
- 以上を踏まえ、分割パターンについて、以下のとおり提言する。

【提言】

各科目の出題数、合格基準及び学習における科目のつながりを踏まえながらパート設定を行うことが望ましい。

受験のための学習への取り組み易さを確保しつつ、受験者の利便性・運営面の負担も考慮すれば3分割ないしは2分割が望ましい。その中で、学習への取り組み易さをより重視するのであれば、再受験のための学習時に注力すべき科目が特定されることから3分割がより適切ということができる。

6 合格基準

- 合格基準及び難易度補正の考え方は、国家試験であることを踏まえ、受験者に分かり易い仕組みであることが求められる。また、合格基準の見直しにより、万が一にも合否判定に誤りがあってはならず、運営の視点からも複雑すぎないものとすべきである。
- 受験しやすい仕組みの導入は、介護福祉士の知識及び技能の水準を低下させることを企図したものではないことから、全科目に対する合格基準を見直す必要はなく、現行と同様、問題の総得点の6割程度を基準として問題の難易度で補正した点数以上かつ試験科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とすべき。

その上で、パートごとに合格基準を設け、パートごとの合否を判断することが適当である。

- パートごとの合格基準については、様々な方法が考えられるが、パート間の難易度差があること、また運営面の負担も考慮し、全体の合格基準点に対し全科目を受験した受験者の平均得点の比率で按分することにより、合格基準を設けることが適切である。
- なお、再受験時の合否判定については、パートごとに行うとともに、受験したパートが複数ある場合には、受験した全パートの総得点や前回合格したパートを除いた部分の総得点等でも行うことが望ましい。
- 以上を踏まえ、合格基準として、以下のとおり提言する。

【提言】

合格基準及び難易度補正の考え方においては、合格基準の見直しにより万が一にも合否の判定に誤りがあってはならず、運営の視点からも複雑すぎないものとする必要性を考慮すべき。

全科目に対する合格基準を見直す必要はなく、現行と同様に、問題の総得点の6割程度を基準として問題の難易度で補正した点数以上かつ試験科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とすべき。

パートごとの合格基準は、全体の合格基準点に対し全科目を受験した受験者の平均得点の比率で按分することにより、合格基準を設けることが望ましい。

7 運営面への配慮

- パート合格の導入により、試験当日の運営業務の見直しも必要となるが、運営業務の見直しにより、国家試験当日の受験者に著しい混乱が生ずることは避ける必要がある。
- 導入にあたっては、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関として国家試験を運営する試験センターと十分な調整を行うことが不可欠である。
- 以上を踏まえ、運営面への配慮として、以下のとおり提言する。

【提言】

導入にあたっては、試験センターと十分な調整を行うこと。

おわりに

- 少子高齢化が進展する中、介護を必要とする方の急速な増加が見込まれるとともに複雑化・多様化する介護ニーズへの対応が求められている。本検討会では、高い専門性を有する介護人材の確保育成が喫緊の課題であることを踏まえ、介護人材のすそ野を広げる観点から、介護福祉士を目指す方々が非常に重要であると考え、介護福祉士資格取得を目指す受験者が一層受験しやすくなる仕組みを検討した結果、パート合格の導入が望ましいとの結論を得た。合わせて、パート合格の導入にあたり留意すべき点などを、検討会の提言として取りまとめた。
- 世界に先駆け、介護分野の国家資格として創設され、日本の介護福祉制度の発展を支えてきた介護福祉士の重要性を再認識し、また、介護福祉士を目指す方々の志を大切にし、受験に向けた学習を試験制度からも後押しできるよう、本検討会の提言を真摯に受けとめ、介護福祉士国家試験の在り方について必要な検討が行われることを期待したい。
- また、介護福祉士の資格が社会の期待に応え信頼されるものであるためには、試験の在り方を定期的に検討し、試験制度の不断の見直しを行う必要性があることに留意願いたい。
- なお、議論を進めるなかで、
 - ・ 養成施設ルートの受験者の多くが合格する中で、養成施設ルートの受験者にもパート合格を導入するメリットはあるか。
 - ・ 全体の合格率が8割を超える中で、パート合格を全体に導入することは必要か。
 - ・ 在留資格により受験機会が限られる外国人受験者にのみ導入することも検討できるのではないか。
 - ・ 国家試験の受験機会は日本人、外国人によらずに全員に公平にあるべきではないか。といった意見があった。パート合格の導入を検討する際に参考にされたい。

(別紙)

【2分割】

試験科目	
1時間目	人間の尊厳と自立
	介護の基本
	社会の理解
	こころとからだのしくみ
	発達と老化の理解
	認知症の理解
	障害の理解
	医療的ケア
2時間目	人間関係とコミュニケーション
	コミュニケーション技術
	生活支援技術
	介護過程
	総合問題

【3分割】

試験科目	
1時間目	人間の尊厳と自立
	介護の基本
	社会の理解
	人間関係とコミュニケーション
	コミュニケーション技術
	生活支援技術
2時間目	こころとからだのしくみ
	発達と老化の理解
	認知症の理解
	障害の理解
3時間目	医療的ケア
	介護過程
	総合問題

【4分割】

試験科目	
1時間目	人間の尊厳と自立
	介護の基本
	社会の理解
	障害の理解
2時間目	発達と老化の理解
	認知症の理解
	医療的ケア
	こころとからだのしくみ
3時間目	人間関係とコミュニケーション
	コミュニケーション技術
	生活支援技術
4時間目	介護過程
	総合問題

1

(参考資料)

介護福祉士国家試験の検証に資するデータ分析に関する検討会 開催要綱

1 趣旨

我が国においては、少子高齢化が進展する中、介護を必要とする方の急速な増加が見込まれていることから、2025年（令和7年）度末までに、約32万人の介護人材の確保が必要とされている。また、認知症高齢者や高齢単身世帯の増加等に伴う複雑化・多様化した介護ニーズへの対応が求められており、高い専門性を有する介護人材の確保育成が喫緊の課題となっている。

本検討会においては、専門性の高い介護人材の確保を図る観点から、質の確保と専門性の向上を図り、かつ、受験しやすい仕組みの導入に係る検討に向け、これに資するデータについて検討の上、介護福祉士国家試験の過去の試験結果の分析により、介護福祉士国家試験の在り方について検討する際の基礎資料としてとりまとめる。

2 検討会構成員

本検討会は、有識者で構成する（別添）。

3 検討課題

- （1）受験しやすい仕組みの導入の検討のためのデータの整備について
- （2）合格科目免除（分割）の導入方法の検証について
- （3）その他、国家試験の在り方を検討するために必要なデータの整備について

4 スケジュール

令和5年7月から検討を開始し、以降数回程度開催し、令和6年3月頃を目途に取りまとめ（予定）

5 その他

- （1）本検討会は、社会・援護局福祉基盤課長の検討会とする。
- （2）本会議の運営にかかる庶務は、社会・援護局福祉基盤課が行う。
- （3）本検討会の議事及び報告書は原則非公開とする。

ただし、報告書について、今後介護福祉士国家試験の在り方を検討する際に必要があると認められれば公開することもあり得る。

- （4）データのとりまとめについては、別途事業者が作業する。本検討会では、当該事業者とも十分に連携する。

(別添)

介護福祉士国家試験の検証に資するデータ分析に関する検討会 構成員名簿

臼井 正樹 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部名誉教授

小山 晶子 医療介護福祉政策研究フォーラムシニアアドバイザー
中部学院大学人間福祉学部講師

川井 太加子 桃山学院大学社会学部教授

武田 卓也 大阪人間科学大学人間科学部教授

鶴岡 浩樹 日本社会事業大学専門職大学院教授

山口 麻衣 ルーテル学院大学総合人間学部教授

(五十音順、敬称略)